年　　月　　日

**青山学院大学　利益相反事象自己申告書**

この自己申告書は、兼業届および大学を通して結ばれた受託研究・共同研究・寄附金・研究助成金など、別に　　学校法人および大学に許可を受けている場合は、提出する必要はありません。

利益相反管理委員会 委員長殿

産学連携活動等において、利益相反もしくは、利益相反と疑いをもたれるような事象が発生している（もしくは予想される）ため、以下の通り審査を申請いたします。

**【基本事項】**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（所属・職名・氏名） | (所属)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(職名)　　　 　　　　(氏名) 　　（※氏名は自著にてお願い致します） |

**【審査対象確認欄】**

以下について、利益相反及びその疑いがもたれる事象が生じる恐れがあることを申告いたします。

【1】**個人的利益に関すること**

　未公開株(１株以上（但し、株式公開後１年以内も含む）)・公開株(発行済み株の5％以上の保有)・ 新株予約権(未行使) の保有、外部団体等への出資、知的財産権（特許、著作権等の移転）による年間200万円以上のロイヤリティ収入、融資、保証の提供など

【2】**教職員としての責務相反に関すること**

受託業務（コンソーシアム含）、学術指導の実施、寄附金（寄附講座を除く）、300万円以上の共同研究・受託研究・研究助成金の受入、受託研究員等の受入、成果物の授受、技術移転　(特許、著作権等の移転)など

相談内容を詳しくご記入ください。